

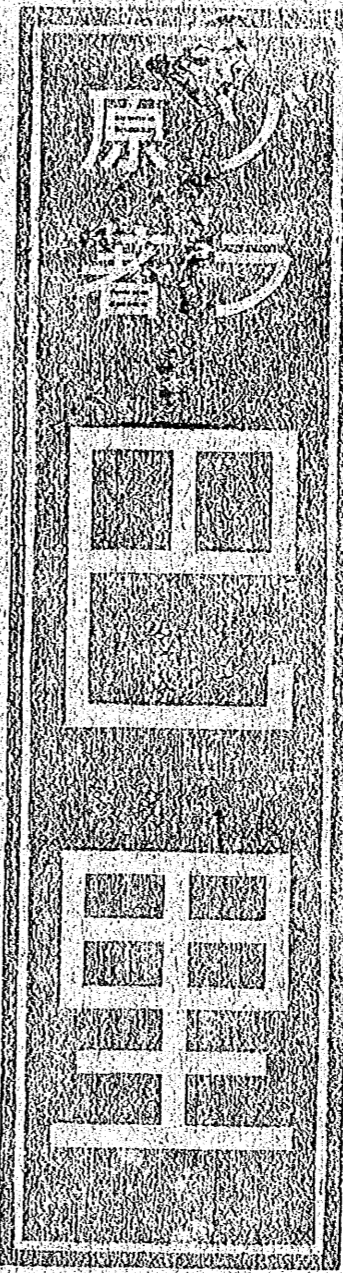
Title	リカルドオの通貨論 (一)
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.8 (1921. 8) ,p.1063(1)- 1087(25)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

飯田旗軒譯

定價五圓五十錢
送料十二錢



發 賣

總てを啓示せよ然らずんば矯正すること能はず

とはゾラが社會問題を攷究する基調となつた格言であつた。従つて彼れの筆法は飽くまで寫實的であつた。「眞實」の前に何物をも假借しなかつた結果は、作物の眞處此處に人生の醜い半面、あらゆる肉慾が生々しく剥き出されざるを得なかつた。謂ゆる「上品」な一部の人間からゾラが嫌はれたのは是れが爲であつた。暗黒の中に光明を導く爲には、暗闇の恥を白日の下にさらけ出すことを恐れなかつたのは彼れゾラであつた。彼れをして斯くまで勇敢ならしめたものは一體何であつたか、曰く「正義」、曰く「眞理」。そして絶大な努力の目標として彼れの把持したところのものは「光明」であつた。「巴里」はゾラ一代の傑作たる社會小説である。吾人は先づゾラの作に臨み、彼れの生活に面前した態度を斯く認めたまへ、此の不朽の名作を繕かなければならぬ。

三田學會雜誌 第十五卷 第八號

論 說

リカルドオの通貨論(二)

小 泉 信 三

Ricardo を以て抽象的推究に偏傾する演釋理論家となすものは、彼れが其「經濟學並に課稅原理」の前後に述作するところが、悉く時々の實際問題を主題とする小冊子にして、量に於て幾ど此主著に匹敵するのみならず、彼の價值並に分配學說と雖も、半ば時事論に胚胎し、漸次に發達して成形を具するに至りしものなる事實を看

東京大橋區 大 燈 閣 振替 東京三三六八番 大阪三休橋區 大 燈 閣 振替 大阪二七一五番

過したるの譏を免れず。故に權威ある一學者は謂へらく、吾人はRicardoの價值學說を地金論争(Bullion Controversy)にRicardo地代並に一般分配學說を一八一三—一五年の穀法論争に負ふものなり。Ricardoの經濟學及び課税原理は、それに先だつ小冊子と共に之を讀めば、充分了解し得べく、單獨に之を讀めば失當なる解釋縱横なるべしと。(Ed. Cannan, History of the Theories of Production & Distribution etc. (1903) p. 388) Ricardoの注意を惹ける實際問題の主なるものを通貨並に英蘭銀行(穀法及び課税並に國債に關する問題とす。而して通貨問題はRicardoの興味を刺戟すること最も夙くして、且つ最も久しく、彼れの經濟學者たる閱歷がそのMorning Chronicleへの寄稿「金價論」を以て始まると共に、死後公にせられたる遺稿の一も亦「國立銀行設立案」なりしなり。(拙稿「リカルド略傳附年譜」本誌第十五卷、第六號、七二—八頁、八一—二頁参照)

二

Ricardoをして其處女作を草せしめたるものは、不換銀行券増發の爲めに生じたる、銀行券に對する地金の騰貴、並に外國爲替相場の下落(逆勢)是なり。今少しく廻りて、英吉利通貨制度と通用の實情とを記せば、一七九三年、對佛蘭西戰爭破裂したる當時に於ては、正銀貨一磅は純度二十二カラット(十二分十一)の金一二三 $\frac{1}{2}$ ギニ若しくは約八瓦と兩換せられたり。但し更に久しき以前に起れる金銀比價變動の爲め、一磅に相當する金貨なく、ギニと稱せらるゝ金貨は $\frac{21}{20}$ 磅に通用し、半ギニ金貨は $\frac{21}{40}$ 磅、七志金貨は $\frac{21}{80}$ 磅に通用し、何れも無制限に法貨たりき。二十二カラットの金一トロイ封度は四拾四 $\frac{1}{2}$ ギニに鑄造せられ、苟も金を所有するものは右定率を以て造幣局に就て其鑄造を求むる事を得たりと雖も、實際に於ては之を英蘭銀行地金部に賣却して、即座に一封度に對し四拾六磅拾志、或は一丐に對し參磅拾七志六片(造幣公價は三磅拾七志拾片半)を受くるを利となしたり。故に金は隨時之を金貨と變じ得べく、又反對に金貨並に鎔解金貨の輸出に對しては法禁存したりと雖も、實際上に於ては輸出並に工業用途の爲、金貨は之を變じて金塊となす事決して困難ならざりき。銀貨に至ては廿五磅以下の金額に對しては法貨の資格を有し、其以上の金額に對しては一丐五志二片の定率に由り、實量目に應じて法貨たりしが、實際に於ては磨滅甚しかりしを以て、之を實量目に從ひて流通せしめ

んと欲するものある可き理なし。紙幣に至ては法貨の資格を有するものなく、英蘭銀行が発行する拾貳拾磅、稀に更に大なる額面の銀行券は倫敦及び附近の地に流通し、此以外の地域には、二百以上の地方銀行 (country banks) が発行する額面五磅以上の銀行券流通し、五磅以下の銀行券は一七七七年の法律の禁ずるところなるを以て之を発行するものなし。英蘭銀行券の流通金額は約千二百萬磅にして、地方銀行の発行券總額も之と大差なかるべしと謂ふ。金貨總在高は二千乃至三千萬磅の間に在りしと想像せらるゝも、近時に比するときは其保藏高多くして、流通高少き事を注意せざる可からず。

今開戦後約二年間英國財界には特に大なる困難の生ずるものなかりしが、歳入の増加殆ど認め難きに拘らず、歳出は年を追ふて膨脹し、一七九四年に二千九百六十萬磅なりしもの、一七九六―七の兩年度には激増して五千一百七拾萬或は五千七百七十萬に上り、之に對して歳入は僅に二千乃至二千一百五拾萬に過ぎざりき。政府は英蘭銀行の援助を要する事甚切ならざるを得ず。一七九四年二月英蘭銀行は約七百萬磅の正貨地金を有したるに對して、其の負ふところの債務は約千八

百七拾萬中紙幣發行高一千七拾萬に過ぎず。翌年に至りても形勢多く變ずるところなかりしが、一七九六年に至りては、正貨及び地金高は二百五十萬に減少したるに對し、債務は猶且つ千六百五十萬に達し、一七九七年二月に至り、正貨及び地金高は減少して百十萬に達したるに引出は猶ほ繼續して止まざりしを以て、銀行當局は遂に事態の急を *File* に告げ、*File* は先づ同月廿六日の樞密院令に依りて、英蘭銀行の正貨拂出を止め、次で五月三日此樞密院令は所謂銀行制限法 (Bank Restriction Act. Act. 37 Geo. III. c. 45) に依て追認せられたり。而して此立法は、六月廿四日に至る五拾餘日を有効期間としたるに徴して明なるが如く、始め僅かに一時の急に應ずる爲めのものに過ぎざりしを、繼續して遂に約四半世紀に亘りて有效ならしめたるなり。之と略時を同ふして、一七七七年の法禁を解き、五磅以下一磅以上の銀行券發行を許可するの法律 (37 Geo. III. c. 32) 制定せられたり。

銀行制限法は英蘭銀行に授くるに、其株主の利益の爲め、無制限に通貨を創造するの權を以てしたり。然れども銀行制限法施行の始めに於ては、英蘭銀行は必しも此特權を濫用したりと評す可からず。金の賣買、外國爲替、並に英蘭銀行の吸收

保有する事を得たる地金量は、何れも紙幣と金地金との間に殆ど價差存せざりし事を指示す。假令金一二三ノグレインの價値は常に一磅以上に在りたりと云ふも、其差額は云ふに足らざるものなりき。然るに一八〇八年に至り、世評に従へば南米との貿易開始の爲め、英吉利經濟界に投機熱起りて、許多の商品價格騰貴せり。此間に處して英蘭銀行は一部は高利制限法の爲め、割引利率を引上げて市場を警戒する事を妨げられ、一部は銀行自ら時熱に感染して融通を寛大したる嫌ありて、其の銀行券發行高は、一八〇八年十一月に一七、四六七、一七〇磅なりしもの、翌年五月には一八、六四六、八八〇磅、更に同八月には一九、八一、三三〇に上り、而して金一弓の市價は、其造幣公價前記の如く三磅拾七志拾片半なるに、一八〇六、一八〇七、一八〇八年を通じて四磅に上り、一八〇八年末に近づきてより急騰して一八〇九年中には一弓四磅九志一四磅拾貳志の間を上下せり。若し之を四磅拾志とすれば、造幣公價より高き事實に十五半%なり。同時に一八〇八年末に近づき大陸諸國との爲替相場は甚だ英國に不利となり、一八〇九年及び一八一〇年初の三ヶ月を通じて其勢益々甚しきに至り、一八〇九年の後半年及び一八〇九年初の三ヶ月を

通じて Hamburg 及び Amsterdam に對する爲替相場は爲替平準より下る事十六乃至二十%、巴里に對するものは下る事更に甚だし。(銀行制限法制定以來の記述は The Paper Pound of 1797-1821. A Reprint of the Bullion Report. With an Introduction by Edwin Cannan 1919. pp. VII-XXI. 3-5 に據る) Ricardo を促がして金價論を作らしめたるは此變態現象なり。

三

Ricardo が「業務上英蘭銀行と行へる莫大なる取引は、當時彼の心を占めたる研究と相結んで」彼を導きて通貨問題を考究し、金地金と銀行券との間に起れる價値の差を説明し、且つ後者の價値下落の何故に起れるかを究めんとせしめたり。彼は人の勸告に従ひ、毫も公表の念なくして其思想を紙に上したるに、之を見たる Morning Chronicle の社主 Perry の勸誘に遭ひ、多少の躊躇なきにあらざりし、遂に其掲載に同意したり。之を一八〇九年八月廿九日無名を以て同紙に寄せたる The Price of Gold の一文とす。(此寄書の日附を Annual Biography and Obituary for 1824 の記者は一八一〇年九月六日とし、McCulloch が一八〇九年九月六日に作れるは共に何等の

根據なし。 Three Letters on the Price of Gold by David Ricardo. Edited by Hollander Balh-more 1903 pp. 3-4 參照)

Ricardo は金地金の騰貴を以て、銀行券の兌換廢止に基づくその増發、從て價值下落に歸するものにして、先づ現在の地金價格を擧げ、更に一七七七年及び一七九七年の間に於ては、平均金價の三磅拾七志七片以上に上らず、制限法制定せられたる一七九七年以後に至つて、始めてその四磅、四磅十志、四磅十三志に騰貴せる事實を指摘したる後、[英蘭]銀行が其銀行券を正金を以て支拂ふ以上は、金の造幣價格と市價との間に大なる差異を生すべき筈なしと斷定す。即ち若し銀行が正金支拂を行ふとき、金の價格にして一弓假に四磅以上に騰貴せんか、人は銀行に就て銀行券を地金に引換え、銀行券毎三磅十七志十片半に對して得たる一弓の金は、之を鎔解して四磅又は以上の銀行券に對して賣却す可く、而して此作用は毎日毎時反覆せられ、遂に銀行が過度に發行せる銀行券を回收し、金の市價と造幣價格とを平準に歸せしむるを俟つて漸く停止すべし。是れ銀行の發行過度に對する唯一の制限なり。然るに兌換の廢止の爲め、銀行が、其營業の慎重ならざるときは、議會をして

已むなく制限法廢止の舉に出でしむるの惡報あるべきを知つて、僅かに自ら抑制する一事の外、銀行券増發に對する制限は悉く撤去せられたり。苟も銀行にして進んで貸附を行ふ限り、借らんと欲する者は常に存在し、而して上記一事の外、銀行券發行に對する何等の制限なきを以て、金の價格は一弓八磅十磅又は如何なる額までも騰貴すべし。同一の結果は食物其他一切商品の價格に對して生ずべし。而して此の銀行券下落に對しては銀行をして貸出を制限する事に依て過剩發行高を回收し、以て金と銀行券の價值の平衡を得るに至らしむるの外之に處するの途なし。

四

増發に由る銀行券の價值下落を更に別に證明するものは、對外國爲替相場の現狀なり。Ricardo は極めて平易に外國爲替の理論を説明す。和蘭居住者乙より、該國産物を買へる英人甲は、賣手に一定純度の銀一定量を支拂ひ、同時に、倫敦居住者丙より商品を買へる和蘭商人丁は、一定純度の金一定量を以て支拂を行はざる可からず。而して純分量目に徴して一國貨幣一定額に相當する對手國貨幣の一定

額を爲替平準と稱す。然るに金の運送を行はず、手形の授受に由りて取引を決済し、以て金の輸出入に伴ふ運賃保険料の失費を節約するは、當事者双方の共に利とするところなり。之を行ふの法は、甲がその和蘭取引先に支拂ふ可き金額を、英國商人丙に支拂ひ、丙はその和蘭取引先丁に命じて、右金額に相當する和蘭貨幣を乙に支拂はしむるに在り。然るに和蘭商人に債務を負ふもの二人以上なるときは、手形購買の爲めに競争起り、手形の賣價に割増附せらるべし。此割増にして金銀運送の費用を超過せざる限りは、相手方は猶ほ之を買ふ事を利とすべしと雖も、一度之を超過するときは、寧ろ自ら金を運送するに如かざるを以て、爲替相場は現送費額を超過して爲替平準以下に下降する事なく、同時に又是以上騰貴する事なし。是れ爲替相場騰落に對する自然的限界なり。然るに英蘭銀行の兌換停止以來、爲替相場の下落は金價の騰貴と歩を共にし、現在に於ては遙かに右記の限界を超へて下落せり。蓋し今日商人は債務支拂の爲め金を輸出せんと欲するも、金を有せず。彼の有するところは銀行券にして、之を金に換へんとするときは一匁三磅十七志十片半の代りに、四磅十三志を支拂はざる可からず。故に甘んじて不利なる

相場を以て爲替手形を買ふの外途なきなり。

然れども Ricardo は直ちに兌換復活を要求するものにあらず。先づ銀行券發行額の收縮に由りて金紙間の價差を消滅せしめん事を主張するものなり。即ち曰く「當初は正金支拂の義務を負はしむる事なく、先づ議會の命令に由り銀行をして二百萬若しくは三百萬の金額に至るまで、漸次に其銀行券を流通より回收せしめよ。然るときは吾人は間もなく金の市價は三磅十七志十片半なる其造幣價格迄下落し、一切貨物も亦同様の下落を鬧し、諸外國との爲替は上記限界内に止まる事を見るならん」と。而して Ricardo は論を結ぶに「方り、不換銀行券増發の弊害を鳴らして、故に我通貨上に於ける一切弊害は銀行の過大なる發行、即ち銀行に附與せられたる、有ゆる有金者 (modified man) の財産價值を隨意に減少せしめ、又食物並に一切生活必要物の價格を騰貴せしむる事に由て、受年金者及び凡てその所得の確定し、從て全然負擔の一部を自己肩より他に轉嫁する事能はざる者に損害を被らしむる、危険なる權力に由るものなる事明白なるべし」と云へり (pp. 9-14)。

五

此論結に對して起されたる、許多の反駁中の一に、九月十四日同じく Morning Chronicle に掲げられたる “A Friend to Bank Notes but no Bank Director” なる匿名者の寄書あり。Ricardo の説を非となし、金價の騰貴を佛蘭西政府不換紙幣 (assignats) の失敗に基づき、金に對する需要増加及び亞米利加との貿易杜絶の結果たる其供給減少に歸し、通貨の過剩若しくは不足の指表たるものは利率なる事を主張せり。(p. 27-8. Letters of David Ricardo to Hutches Trower & Others, 1811-1823 Edited by Bonar and Hollander 1899 pp. VI-VII) 是に對して Ricardo は九月廿日 R なる署名の下に、再び書を Morning Chronicle に寄せて自説を辯護し、金の稀少が其價值を騰貴せしめ、從て之と交換せらるべき他の商品量は増加すべき事疑なしと雖も、稀少は如何に甚しきも價值下落せる通貨を以て之を測るにあらざるよりは、造幣價格以上に大に市價を高むる事能はず (p. 16) と云へり。又 Ricardo が其原因を銀行券増發に歸したる、爲替相場下落の現象は、全然銀行券の流通するものなき場合に於ても、猶ほ之を見るべしとの批評に對しては、若し吾が流通が悉く正金に由て行はれたりとせば、予は、論者が、爲替の我に不利なる事二十% なり得べきの理を吾人に首肯せしむる事困難なる

べき事を信ず。漢堡に百磅の負債あるもの、之を償はんが爲め、百磅を輸出すれば、之に伴ふ費用は四五磅を超えざるとき、抑も何の理由ありて同額に對する手形を買ふ爲め、此地に於て百二十磅を投すべきや」と答へ (p. 17) 更に利率の上下に由て通貨の増減を卜すべしとの論に對しては、利率は資本中流通資料以外のものより成る部分にのみ對する利潤率に由て左右せられ、流通の用途に供せらるゝ貨幣量の大小とは全然無關係にして、流通資料の増加は一切商品の價格を騰貴せしむれども、利率を下落せしめざるべしと謂へる Adam Smith を援引して之に當れり。

(p. 18)

注目すべきは、通貨の價值はその流通量の増減と反比例に上下する事を主張するものと解釋せらるべき、一節ある事はなり。即ち Ricardo は銀行券の價值二十% の下落を、通貨の膨脹五分一なる事實に歸するものゝ如く、予の熱心に主張する如く (銀行券流通額の五分一) を回収せば、金及び他の一切商品の價格は其正當なる水準を發見すべく、銀行にして公衆の信用を失はざる限り、金一圜の代表者、即ち銀行券三磅十七志十片半は常に金一圜を購ふべし」と記せり (p. 18)。

第二寄書に對しても賛否の意見頻りに紙上に現はれしが、銀行券の友にして銀行理事たらざる者は更に十月卅日第二寄書を以て答へられたれども、論據は薄弱の嫌ありて、その前に主張せる利率の高下を以て通貨の價值を下するの標準となすべしとの説をも固執せず、専ら力を價值の標準尺度は銀なりとの主張に注ぎ、故に論者(Ricardo)の爲めに残るところが、銀は金の價值の評定せらるゝ手段たらざる(即ち唯一の價值尺度たらざる)事を示すか、或はその手段なりとして、その價值下落せざりし事を示すに在るか、然すんば金の市價貴きは需要増加の結果なる事を承認するか何れかなり。之を承認すれば、必然高價は銀行券下落の證明たらざる事論決せらるゝと云へり。(P. 8)是に對して Ricardo は九月廿三日第三寄書に於て、金を標準尺度と認むるの理由を述べたりと雖ども、其詳細を茲に記すの要なし。新聞紙上に於ける論争は之を以て終結したり。而して翌年公にせられたる Ricardo の小冊子 High Price of Bullion は金銀の國際的分配、通貨の價值を説明すると共に、利率を以て通貨量増減を下す可からざる所以、及び英國に於ては金が價值の標準尺度たる事を論ずるに徴すれば、此書の形態は「銀行券の友との論争に負ふところありたるものと云はざる可からず。而して此の Ricardo が其人を知らずして論争したる匿名氏は當時既に相識なりし」と認めらるゝ彼の親友 Hutches Trower なりしなり。(Three Letters on the Price of Gold. p. 5. Ricardos' Letters to H. Trower pp. VI-VII & Appendix)

六

Ricardo の最初の單行書 The High Price of Bullion, a Proof of the Depreciation of Bank Notes, 1810. は上記第三寄書の後に接して作られたり(序文日付一八〇九年十二月一日)。McCulloch の Ricardo が通貨問題に關する書簡の連続(a series of letters)を掲げ、後に此書簡を編集し、之に一層系統的なる形態を附與し、小冊子として公表せり。前記せる(Literature of Political Economy 1845 p. 172)は不精確の譏なきにあらず。前述の如く、Morning Chronicle に對する第二第三の寄書は A Friend of Bank Notes の駁論に刺戟せられて作れるものにして、決して系統ある計畫の一部を成せるものにあらざるのみならず、High Price of Bullion を單に上記書簡の編集なりとするは明に失當なり。此書は系統的に通貨問題を論せんが爲め、新に稿を起したるものなること

と管に Ricardo 自身の序文に由て窺はるゝのみならず次に記述する其内容は明に之を證明す。(此書の第四版に至つて始めて除かれたる序文中に Ricardo は自ら此問題(通貨問題)に關するその意見を一層公平なる討議に適せる形態に於て再び公表するを適當と考へたりと記せり。Three Letters on the Price of Gold, p. 27)

Ricardo 謂へらく、金銀も亦た自餘の貨物と同じく内在的 (intrinsic) 價值を有す。而して此價值は、金銀の稀少の度、之を獲んが爲めに投せらるゝ労働量及び之を産出する鑛山に於て供用せらるゝ資本の價值に由て定まるものとす。(High Price of Bullion etc. 4th edition, corrected 1811, pp. 1-2)

通貨たるの用に供せらるゝ貴金屬は商業並に富の状態、從て通貨に由て行ふべき支拂の數及び繁閑に應じ、一定比例に於て、文明諸國間に分配せらる。斯の如くにして分配せられたる金銀は、到處に於て同一程度の必要に應ずるものなるを以て、同價值を有し、從て何人も之を輸出入すべき理由なし。然るに一國の富が他國よりも速かに増加するときは、該國は全世界貨幣の一層大なる部分を必要とし、貨幣は此新比例に應じて他國より其國に流入すべし。

今一國に於て金鑛發見せらるゝときは、其國の通貨は貴金屬増量の爲めに價值下落し、他國に於ける金と等價を維持せざるに至るを以て、金銀はその鑄貨たると地金たるを問はず、一般貨物を律する法則に従ひ、その低廉なる國を去つて、高價なる國に輸出せらるべく、此勢は各國に於ける金と資本との比例が金鑛發見以前の狀態に復し、金銀が到處に於て再び同價值となるを俟つて始めて終熄すべし。輸出せられたる金に對しては貨物輸入せらる。此場合所謂貿易平衡は金輸出國に不利となると雖も、此國は自國に取りて有用ならざるものを輸出し、之を製造工業の擴張、富の増加に供用し得るものと換ふるものなるを以て、最有利なる貿易を行へるものなる事明白なり。(pp. 1-5)

今金鑛の發見の代りに例へば英蘭銀行の如き流通要具として通用する銀行券發行の權ある銀行設置せられ、商人に對する貸出、政府に對する貸附の形に於て、多額の發行行はるゝときは、金鑛發見の場合と同じく、通貨の價值下落し、物價は之に應じて騰貴すべく、此國と他國との均衡は通貨の一部の輸出に由て恢復せらるべし、此場合銀行の發行は無價值の通貨を以て最高價なる通貨に代らしめ、人をして

從來收入を生ぜざる用途に供せられたる金銀を、收入を生ずる資本に轉用する事を得しむるの利益あるなり。故に金の輸出は之を憂ふる事を要せず。正金の輸出は常に之を個人の自由に委して可なり、自餘の商品に於けると同じく輸出はその國に取て利益ならざる限り行はるゝ事なし。又輸出にして有利ならんか、法律は遂に之を禁止する事能はず。幸にして此場合に於ても、商業上他の多くの場合に同じく、自由競争行はるゝところにては、個人の利害は社會の利害と相容れざる事なきなり。故に一國の通貨は遂に久しきに亘りて他國の通貨よりも價值高き事なし。畢竟、通貨の過剰は一の相對的の語に過ぎず。英吉利、佛蘭西、和蘭の通貨が各千萬、五百萬、四百萬なりとせんに、此比例を保つ限り各國の通貨が二倍三倍するも何れの國も通貨の過剰を感じる事なし。通貨増量の爲め物價は到處に於て騰貴すべしと雖も、遂に貨幣の一國より他國に流出する事なし。然るに英吉利の通貨獨り二倍して、蘭佛の通貨依然として舊の如くなるときは、英人は通貨の過剰、蘭佛人は其缺乏を感じて、過剰の一部は輸出せられ、五、四の比例恢復せらるゝに至りて、始めて已むべし (pp. 5-8)。

七

銀行券にして隨時正貨と兌換せらるゝ限り、その發行額は遂に銀行なかりし場合に流通したるべき通過額を超過する事なし。若し之を超過すれば直ちに銀行に復歸して正貨と兌換せらるゝ。何となれば、増發に由て通貨の價值は下落し、其輸出有利となりて、國內に流通せしむる事能はざるを以てなり。是に由て觀れば、貨物に對して貨幣を輸出せんとの願望誘因、或は所謂不利なる貿易平衡は、決して通貨過剰より外に起ることなし。この不利なる貿易平衡は通貨の過剰より生ずることの意見は Ricardo の反駁力説するところにして、Thornton が貿易平衡は兇作の爲め外穀を輸入し、而して之に對して輸出國が貨物を以て支拂はるゝ事を欲せざる場合に於ても亦甚だ不利となるべしと云へるに對し、輸入國が支拂を貨幣を以てする事に同意するは、其國の通貨過剰にして低廉なるを以てなりとなし、吾等は通貨の過剰を有し、從てそれを我輸出の一部となすを便とするにあらずんば、輸出せる以上の貨物を輸入せざる可し。貨幣の輸出はその低廉に原因し、不利なる平衡の結果にあらずして原因なりと謂ひ、又別に不利なる貿易平衡、又從て低位の爲替は

有ゆる場合に於て比較的過剰にして低廉なる通貨に歸する事を得べし」と記せり (pp. 8-17, p. 85)

要之「流通要具の價值下落はその過剰の必然的結果にして、一國通貨の普通状態の下に於ては此價值下落に對抗するものは貴金屬の輸出なる事明白なり。」(p. 15) 彼は貨幣本位の問題を論じて複本位を非とす。乃ち謂へらく「如何なる國に於ても流通要具が二金屬より成る限りは、永久的なる價值の尺度ありと云ふ事能はず。何となれば二金屬は相互に對する價值に於て絶えず變動を免れざるを以てなり。」造幣當局者の金銀比價決定如何に嚴密なるも、それは爾後に於ける比價の變動を防ぐ事能はず、而して一度此事起るや金銀貨の何れかは溶解賣却せらるべきを以てなり (p. 19)。

次に Ricardo は爲替理論を説明す。「諸國の通貨が貴金屬か、又は隨時之を兌換せらるゝ紙幣を以て成り、且つ金屬通貨が磨滅損傷の爲め品質低下しあらざる限り、吾人は諸國鑄貨の量目純度の比較に由りて、爲替平準を確知する事を得。」即ち蘭英二國間の爲替平準は約十一 Florin なりと云はるゝは「十一 Florin と廿志」とに同量の純銀含有せらるゝを以てなり。今流通要具品質低下せざる鑄貨、若しくは斯る鑄貨と即時兌換せらるゝ紙幣を以て成る限り、爲替は決して貴金屬輸送に伴ふ費用額を超えて平準以上に昇ることなく、又以下に降る事なし。「故に爲替は貨幣削損又は紙幣下落より生ぜる通貨の低下を判定する可なり精確なる準繩たるべし」(pp. 26-29)。

八

以上述べたるところは貨幣の原理なり、Ricardo は是を以て不換銀行券増發なる時事問題に臨めるなり。以爲らく英吉利の通貨は殆ど全く紙幣より成るを以て、紙幣の價值低落は鑄貨の價值下落と同じき重大事なり。然るに議會は銀行制限法に依て、英蘭銀行の兌換義務を免除し、銀行當局者に附與するに擅に銀行券の量額を増減し、從て紙幣の價值を昇降せしむの權を以てしたり。即ち今や銀行の發行過度を抑制して、發行額をして、銀行券と、その代表する正貨との等價を維持する程度に止まらしむるの制限全くなし。乃ち吾人は金地金が一七九七年以前の平均價格たる一丐三磅十七志七片より騰貴して四磅十志、更に近くは四磅十三志

となりしを見る。故に吾人は此の相對價値の差、換言すれば銀行券實際價値の此下落は、銀行券發行額の過大なりしに由るものと論結する事を得べし。金地金と銀行券との間に、一五乃至二十%の差額を生せしめたる同一の原因は、之を五十%に昇らしむる事を得。銀行券増發より生ずる其價値下落には際限なきなり。吾人は金價騰貴を口にするも、此こと實は精確ならず。價値の變動せるものは金にあらずして紙幣なり。一弓の金を商品と比較すれば、兩者は前と同一の比例を維持す。若し維持せざりしとせば、それは課税又は常に其價値に影響する原因の或者に歸すべきなり。然るに金一弓の代用物たる銀行券三磅十七志十片半と、商品とを比較すれば、其價値下落せる事を發見すべし。吾人は到處に於て、金一弓を以て買得べき、同量の貨物を買ふ爲めに、銀行券四磅十志を投せざる可からざるなり(31-9)。若し金價にして銀にて測定せらるるとせば、金價の騰貴して一四、五若しくは弓十磅に上れる事は、金銀比價變動の證據たるも、直ちに紙幣下落の證據たらざるべしと雖も、銀はその鑄造停止せられて以來、價値の標準尺度たらざるものなれば、金の價値は銀に由て測らるゝ事なし。假令銀に由て測らるゝとするも市場に於

ける金銀比價は一對十五半にして十五弓半の銀は八十志に鑄造せらるゝを以て、金一弓が四磅以上に騰貴すべき理なし。金價の騰貴は紙幣下落以外に之を説明するの途なきなり(pp. 44-6)。

或は通貨の下落は地方銀行の銀行券増發に由るものにして、英蘭銀行の所爲に歸すべからずとなすものありと雖も、Ricardoは之を非となし、英蘭銀行は地方紙幣の大支配者(great regulator)にして、英蘭銀行その發券額を増減するときは、地方銀行も亦た同舉に出で、如何なる場合に於ても、英蘭銀行が豫め發券額を増加するにあらざるよりは、地方銀行は通貨を膨脹せしむる事能はずと謂へり(Dp. 47-50)。

紙幣の過剩不足を判斷する標準たるべきものは、金銀地金の價格にあらずして、利率なる事、通貨過剩なれば利率下落し、不足なれば騰貴すとの説は、Ricardoの既に上記第二寄書に於て批評するところなるが、本書に於ては一層詳細に同一論旨を演述す。彼の見解に従へば、利率は通貨の多少に由らずして、正に通貨を其中に含まざる資本、即ち生産上の機械道具原料食物等の豊富缺乏に由て定まる。然るに通貨の増加は、毫も此種の資本に加ふるところなきを以て、毫も利潤利子を昇降せ

しむる事能はざるものなり。人の企業の爲めに貨幣を借るは、企業を營む爲めの原料食料其他を買はんが爲めにするに外ならず。其人にして必要な原料其他を獲得する事を得ば、一千磅を借るの要あると一萬磅を借るの要あるとは問ふところにあらず。一萬磅を借る場合には、一千磅にて足る場合に比し、生産物の命價は十倍なるべしと雖も、其國に於て現在使用せらるゝ資本は必然原料食料の分量に限られ、此等資本は貨幣なくして、賣買が全然物々交換にて行はるゝ場合に於ても(硬否の相違あるべしと雖も)其生産力は異なるどころなきなり(pp. 5058)。

「地金の高價」なる變態を脱するの法として Ricardo が提議するところは彼が既に第一寄書の終りに謂へるところと同じ。彼は禍因の一七九七年制定の銀行制限法に在る事を認むと雖も、金紙の價差大なるに方つて直に正貨兌換復活を行ふの不可能なる事を知るが故に、先づ銀行券發行額の收縮に由りて金紙間の價差を消滅せしめん事を主張するものなり。即ち曰く「我が通貨上の一切弊害に對して予の提議する救治法は、英蘭銀行の漸次に發券額を減少して、終に残るところのものをして、其の代表する鑄貨と同價値なるに到らしむる事、換言すれば、金銀地金の價

格が其造幣價格に引下げらるゝに到らしむる事是なり」(p. 508 & p. 510)。勿論「公衆が英蘭銀行の不謹慎に對して有する、唯一の正當なる保障は、銀行をして、其銀行券を請求に應じて正金に兌換するの義務を負はしむる事是なり」と雖も、此事は銀行券流通額を、金の名義價格が造幣價格に引下げらるゝ迄、減少する事に依てのみ之を行ふ事を得」(p. 65)るなりと。(未完)

附記、國民經濟雜誌前月號は福田敬太郎氏の周到明晰なる「Ricardo に於ける貨幣概念の進歩を掲ぐ。予は拙文投稿の後之を讀み、好個の參考資料を逸したるを遺憾とする」こと甚だし。

頃日同人間に經濟學古典翻譯の企て起りて、筆者の Ricardo を擔當せるを機會とし、「Principles」の Ricardo 全著作中に於ける位置を明にせんが爲め、今後數號に亘りて此著の前後に公にせられたる Ricardo 學說の大要を記述せんと欲す。本篇はその一部を成すものなり。併せ附記す。